

家屋にかかる固定資産税

問 税務課 資産税係 (1階10番窓口、☎561-2310、FAX561-2479)

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額制度

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 工事完了後3カ月以内に申告要 他 耐震改修工事とその他の改修工事の減額併用不可

| | 耐震改修工事 | バリアフリー改修工事 | 省エネ改修工事 |
|--------------|-----------------------|--|-----------------------|
| 対象家屋 | 昭和57年1月1日以前に建築された住宅 | 新築してから10年以上経過した住宅 | 平成20年1月1日以前に建築された住宅 |
| 固定資産税年間の減額範囲 | 2分の1減額 対 住居部分の120㎡ | 3分の1減額 対 住居部分の100㎡ | 3分の1減額 対 住居部分の120㎡ |
| 要件 | 自己負担額が50万円を超える工事 | ・自己負担額が50万円を超える工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 | |

固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日(賦課期日)の現況で課税されます

1月2日以降に、所有権を移したり、家屋を取り壊したりした場合でも、同年4月1日から始まる年度の固定資産税などは、1月1日現在の所有者に、1年度分の全額が課税されます。

・家屋の建築や、用途の変更をしたときは連絡を

家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。建築確認申請が不要な床面積10㎡未満の小規模な家屋を建築・増築したときや用途変更をしたときはご連絡ください。

・家屋を取り壊したときは届け出を

届出(取り壊し証明等が必要)がないと、課税される場合があります。

・住宅用地に対する特例の適用について

住宅用の敷地として使用している土地は、住宅を取り壊した場合や住宅用地以外の利用をすると、特例適用外となり、税額が上がる場合があります。また、用途を住宅用地以外から住宅に変更すると、特例の適用により税額が下がる場合があります。

マンション管理基礎セミナー

申・問 住宅課 (5階、☎561-2395、FAX561-2487、✉jutaku@city.kusatsu.lg.jp)

専門家から管理組合運営や建物管理の基礎を学びます。

☎ 10月20日(土) 13:00~16:30

所 市民交流プラザ(野路一、フェリエ南草津5階)

定 50人(先着順)

申 9月1日(土)~10月11日(木)[必着]に、直接か郵送、ファクスかEメールで

下水道へ接続しましょう

問 上下水道総務課 (2階、☎561-6871、FAX561-2481)

9月10日(月)は下水道の日です。生活環境の向上と、琵琶湖をはじめとする自然環境を守り、きれいな水を未来へつなぐため、下水道へ接続しましょう。

9月25日(火)まで、市役所1階で下水道の歴史についてのパネルを掲示します。

水道水以外の水(井戸水など)を下水道に流す場合は、必ず申告してください。

問 水道お客様センター(2階、☎561-2441、FAX561-2481)



空き家の利活用に「空き家情報バンク」へ登録を!

申・問 建築課 (4階、☎561-2378、FAX561-2486)

市内の空き家を利活用したい人は物件を登録しませんか?

草津 空き家情報バンク 検索

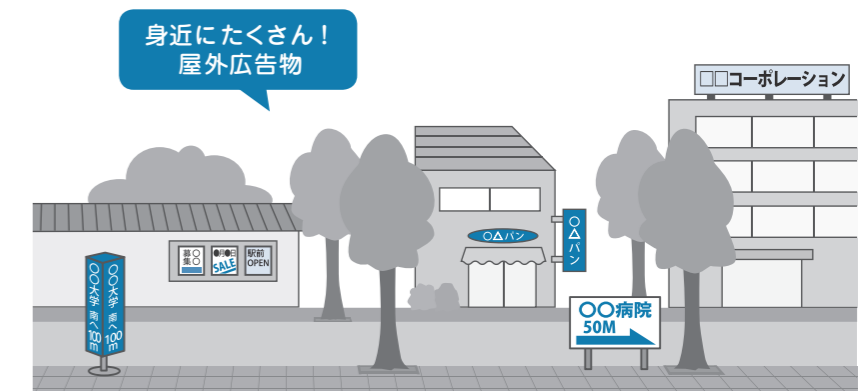
9月1日~10日は屋外広告物適正化旬間 屋外広告物は基準を守って掲示しましょう

問 都市計画課 (4階、☎561-6507、FAX561-2486)

屋外広告物とは、屋外に設置され、公衆に向け(※)、常時または一定期間継続して表示される広告物です。設置するには、周囲の景観と調和させ、落下防止など安全を確保する必要があり、条例で定められた基準があります。看板を設置するには、市の許可を受けなければなりません。また、定期的な安全確認や許可申請が必要で

ます。基準を守り、適正な維持管理をお願いします。

※一般に誰もがその広告物を見ることができているなど、外部から見ることができない広告物は規制対象外



屋外広告物の種類

・自家用広告物

店舗や事務所などを営んでいる場所で事業内容を表示するもの

・非自家用広告物

上記以外の任意の場所で設置される広告物

自家用広告物



自己店舗などの敷地に設置

非自家用広告物



店舗などのない敷地に設置

特に交通量が多い幹線道路沿いは宣伝効果が高く、非自家用広告物が乱立しがちです。市では景観に配慮し、案内図板(行先案内の目的に限る誘導表示が40%以上)、面積や高さ、共同掲出する場合の許可基準を、平成25年に厳しく変更しました。

以前の条例で許可されていた屋外広告物について、来年12月末までに、新しい基準に適合させる作業を進めています。平成25年以前から広告物を掲出している人は、お問い合わせください。

▶案内図板の例。表示面積の40%以上が、案内表示であるもの



住宅・土地統計調査にご協力を

問 企画調整課 (7階、☎561-2320、FAX561-2489)

総務省では、住生活関連諸施策の基礎資料に使用するため、住戸や世帯に関する実態を調べています。

8月下旬~10月に、身分証を携帯した調査員が対象の世帯に訪問します。調査票の内容について、統計法の規定に基づき秘密は厳守されるので、正確に記入してください。皆様のご協力をお願いします。

都市計画決定案の法縦覧

申・問 都市計画課 (4階、☎561-2375、FAX561-2486)

次の都市計画案について、都市計画法に基づく縦覧を行います。市内在住の人と、利害関係がある人は、意見書を提出できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

縦覧計画 ①南草津プリムタウン地区地区計画の決定
②南草津プリムタウン地区用途地域の変更

縦覧場所 都市計画課(土・日曜日、祝日は1階守衛室)

縦覧・意見書提出 9月14日(金)~28日(金)